

化学物質に関する法改正の動き

一般社団法人 日本試薬協会 安全性・環境対策委員会
(執筆担当：関東化学株式会社 會田 恵介)

化学物質に関する法律で平成29年12月から平成30年4月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは概要のため、すべての内容は網羅していません。詳細は、必ず官報または当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認ください。

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)関係

(1) 第一種特定化学物質の追加指定

厚生労働省・経済産業省・環境省政令第35号(平成30年2月21日付官報)により、次の2物質が「第一種特定化学物質」に追加指定されました。

- ①ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)(号数32)
- ②1,1'-オキシビス(2,3,4,5,6-ペンタプロモベンゼン)(別名デカプロモジフェニルエーテル)(号数33)

【経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/press/2017/02/20180216001/20180216001.html>】

(2) 優先評価化学物質の指定取り消し

化審法 第11条に基づき「優先評価化学物質」から、次の2物質の指定が取り消されました。

- ①(R)-4-イソプロペニル-1-メチルシクロヘキサ-1-エン(別名 d-リモネン)

- ②p-トルイジン

(厚生労働省・経済産業省・環境省 告示第5号 平成30年3月30日付)

【経済産業省ホームページ：

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_180330.html】

(3) 優先評価化学物質の指定

化審法 第2条第5項に基づく「優先評価化学物質」に、次の9物質が指定されました。(通し番号：228~236)

- ①1-ブロモプロパン
- ②N,N,N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩
- ③カリウム=2-エチルヘキサノアート
- ④3-ヒドロキシ-2,2-ビス(ヒドロキシメチル)プロピル=オクタデカノアート
- ⑤2-tert-ブチルシクロヘキシル=アセタート
- ⑥フルフリルアルコール
- ⑦アクリル酸重合体
- ⑧ナトリウム = α -(カルボキシラトメチル)- ω -(ドデシルオキシ)ポリ(オキシエタン-1,2-ジイル)(繰返し単位の繰返し数は1から100までの整数とする。)
- ⑨ α -ヒドロ- ω -ドデカンアミドポリ(オキシエタン-1,2-ジイル)(繰返し単位の繰返し数は2から101までの整数とする。)

(厚生労働省・経済産業省・環境省 告示第9号 平成30年4月2日付)

【経済産業省ホームページ：

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_18040201.html】

(4)監視化学物質の指定取り消し
化審法 第15条の規定に基づき、次の1物質の監視化学物質の指定が取り消されました。

(厚生労働省・経済産業省・環境省 告示第7号
平成30年4月2日付)

- ①塩素化パラフィン(C11、塩素数7～12)
(通し番号19)

【経済産業省ホームページ】

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/bulletin_kan.html】

(5)監視化学物質の追加指定
化審法 第2条第4項の規定に基づき、次の2物質が監視化学物質として指定されました。

(厚生労働省・経済産業省・環境省 告示第8号
平成30年4月2日付)

- ①2,2,4,4,6,6,8,8-オクタメチル-1,3,5,7,2,4,6,8-テトラオキサテトラシロカン(別名オクタメチルシクロテトラシロキサン)(通し番号40)
②2,2,4,4,6,6,8,8,10,10,12,12ドデカメチル-1,3,5,7,9,11-ヘキサオキサ-2,4,6,8,10,12-ヘキサシラシクロドデカン(通し番号41)

【経済産業省ホームページ】

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/bulletin_kan.html】

2. 労働安全衛生法関係

- (1)新規化学物質の名称の公表(その1)

厚生労働省告示第364号(平成29年12月27日付)により、労働安全衛生法第57条の4の規定に基づき届出があった「新規化学物質」の名称が192件公表されました。(通し番号：26363～26554)

【厚生労働省 職場のあんぜんサイト】

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/201712kag_new.htm】

- (2)新規化学物質の名称の公表(その2)

厚生労働省告示第135号(平成30年3月27日付)により、労働安全衛生法第57条の4の規定に基づき

届出があった「新規化学物質」の名称が264件公表されました。(通し番号：26555～26818)

【厚生労働省 職場のあんぜんサイト】

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/201803kag_new.htm】

(3)「有害物ばく露作業報告」対象物質の見直し
厚生労働省告示第365号(平成29年12月27日付)により、「有害物ばく露作業報告」(労働安全衛生規則第95条の6)の対象物質が見直されました。

- ①対象物質：テトラヒドロフラン等3物質(コード240～242)
②対象期間：平成30年1月1日～12月31日
③報告書提出期間：平成31年1月1日～3月31日
【安全衛生情報センターホームページ：<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-114-1-0.htm>】

3. 医薬品医療機器等法関係

- (1)指定薬物の追加(その1)

厚生労働省令第132号(平成29年12月19日付)により、次の5物質が「指定薬物」に指定されました。

- ①1-アダマンチル=1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類
②1-(4-エチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)プロパン-2-アミン及びその塩類
③2-[4-ブロモ-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール及びその塩類
④メチル(1-フェニルプロパン-2-イル)カルバミン酸1,1-ジメチルエチル及びその塩類
⑤1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-2-イル(メチル)カルバミン酸1,1-ジメチルエチル及びその塩類

(施行日：平成29年12月29日)

【厚生労働省ホームページ】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000188515.html>】

- (2)指定薬物の追加(その2)

厚生労働省令第18号(平成30年2月28日付)により、次の5物質が「指定薬物」に指定されました。

①N-(4-クロロフェニル)-2-メチル-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類

②1-(3,5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類

③N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド及びその塩類

④N-(4-フルオロフェニル)-2-メチル-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類

⑤N-(2-メトキシベンジル)-N-メチル-1-(4-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
(施行日：平成30年3月10日)

【厚生労働省ホームページ：

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/oshirase/20180228-1.html】

以上